

## 札幌市スポーツチャンバラ協会規約

(名称)

第1条 本会は、札幌市スポーツチャンバラ協会といい、社団法人日本スポーツチャンバラ協会に対しては、札幌市支部という。

(所在地)

第2条 本会の事務局は、札幌市清田区清田3条1丁目4-10-2ダイヤモンド葵ビル内に置く。

(目的)

第3条 本会は、札幌市および近隣市町村におけるスポーツチャンバラ競技（以下「この競技」という。）を管理する唯一の団体で、この競技のレクリエーションスポーツとしての健全な発展と普及を図り、会員相互の親睦と互譲と友愛の精神及びさわやかな人間の養成を期し、安全、安心、公平、自由な競技として体位向上に資する事を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 組織の強化発展と相互の連絡融和。
- (2) 各種競技会等の開催および援助。
- (3) 各種競技会等に札幌を代表する役員および選手の選定、派遣。
- (4) 各種講習会の開催と援助
- (5) 競技力の向上
- (6) 競技登録者の健康管理
- (7) 諸規定の制定並びにその実施
- (8) 競技用器材、備品等の保管および競技記録の保存。
- (9) インストラクターおよび審判員の養成。
- (10) 段級審査。
- (11) 機関紙の発行。
- (12) 功労者および競技成績優秀者の表彰
- (13) 財務会計
- (14) その他本会の目的達成に必要な事業。

(組織)

第5条 本会は、次に掲げるもので組織する。

- (1) 各区スポーツチャンバラ支部加盟団体
- (2) 札幌市近隣市町村スポーツチャンバラ支部加盟団体。
- (3) スポーツチャンバラ同好者で組織する団体
- (4) スポーツチャンバラを愛好する個人

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 2名
- (5) 常任理事 5名
- (6) 理事 若干名
- (7) 監事 2名

第7条 役員は、理事会の推薦により総会で選任する。

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、かつ、総会の議長となる。

第9条 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。

第10条 理事長は、理事会の議決に基づき会務を掌理する。

第11条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。

第12条 常任理事は、常時会務を処理し、分掌事項を司るものとする。

第13条 理事は、理事会を組織し、本会の会務を執行する。

第14条 監事は、総会で専任する。

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(名誉会長、顧問、参与)

第16条 本会には、必要に応じ総会の推挙で、名誉会長、顧問および参与を置くことができる。

2 名誉会長は、会議に出席して意見を述べることができる。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、参与は、理事会の諮問に応ずる。

(会議)

第17条 総会は、本規約に定める事項のほか、本会の業務に関する重要事項で会長の付議した事項を議決する。

第18条 総会は、定期総会のほか、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

第19条 理事会は、必要に応じて理事長が招集し、その議長となる。

第20条 常任理事会は、必要に応じて理事長が招集し、その議長となる。

第21条 会議は、二分の一以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。

第22条 会議の議事は、出席役員過半数の議決をもって定め可否同数のときは議長がこれを定める。

第23条 会議に出席できないときは、他の出席役員または議長に議決権を委任することができる。この場合、委任した理事は出席したものとみなす。

第24条 監事は、会議に出席して意見を述べることができる。

(専門委員会)

第25条 本会には、つぎの専門委員会を設け、常任理事がその任にあたり委員長となる。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技力向上委員会
- (3) 普及委員会
- (4) 指導委員会
- (5) 審判委員会

2 本会は、必要に応じ理事会の承認を経て、各種専門委員会を設けることができる。

3 各種専門委員会の名称、所管事項、委員その他必要な事項は、理事会が別に定める。

(会計)

第26条 本会の経費は、次に掲げるものから支弁する。

- (1) 会費および分担金
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) 利息収入
- (5) 事業収入
- (6) その他の収入

第27条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会員)

第28条 本会の会員は、所定の登録手続きを経なければ会員となることができない。

(規約の変更)

第29条 本会の事務を処理するため事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置くことができる。

2 事務処理および職員に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第30条 この規約は、総会において、出席者の三分の二以上同意を得なければ変更することができない。

附 則

1 この規約は、平成 7年 6月 1日施行する。